

平成22年 6 月 4 日

各 位

会社名 山崎製パン株式会社
代表者名 代表取締役社長 飯島 延浩
(コード番号 2 2 1 2 東証・大証第一部)
問合せ先 専務取締役 吉田 輝久
(TEL. 0 3 - 3 8 6 4 - 3 1 1 0)

**当社従業員からの情報受領者による内部者取引に関し、当該情報受領者
に対する証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について**

本日、証券取引等監視委員会から、当社の従業員からの情報受領者による内部者取引について、金融商品取引法違反の事実が認められたとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、当該情報受領者に対する課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったとの発表がなされました。

このような事態が生じたことは当社として誠に遺憾であり、株主、投資家の皆様並びに関係者の方々へ大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 勧告の概要

勧告によると、課徴金納付命令対象者は、日糧製パン株式会社との業務資本提携契約の締結交渉先の当社の従業員から、当社の役員がその契約の締結の交渉に関し知り、当社の従業員がその職務に関し知った、日糧製パン株式会社が当社と業務上の提携を行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成21年7月31日より前の同月30日に、日糧製パン株式会社の株式 8,000株を買付価額72万円で買付けたものであります。

課徴金納付命令対象者が行った上記の行為が金融商品取引法第 175条第 1 項に規定する「第 166条第 3 項の規定に違反して、同条第 1 項に規定する売買等をした」行為に該当すると認められました。

当該違反行為に対し、課徴金納付命令対象者が金融商品取引法に基づき納付を命じられる課徴金の額は、25万円であります。

2. 関係者の処分等について

本件に関しては、現在事実関係を調査中であり、社内規程に則り厳正に対処いたします。

3. 再発防止策について

当社グループでは、「内部情報管理及び内部者取引管理規則」を制定し、その周知をはかるとともに注意喚起を呼びかけるなど内部者取引の未然防止に取り組んでまいりましたが、今回の事態が生じたことは、これまでの取組みが不十分であったものと厳粛に受け止めております。

今後は、当社グループの全ての役員及び従業員に対して内部者取引防止に関する教育を強化するとともに、社外への情報伝達を含めた内部情報管理体制の再構築をはかり、再発防止につとめてまいります。

以 上